

福崎町新型コロナウイルス感染症 予防対策支援事業補助金のご案内

福崎町内で店舗・事業所等(以下「店舗等」といいます。)を営む者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症予防対策の取組に必要なとなる消耗品・備品・機器などの購入費等に対して助成します。

対象事業者及び補助金額

<p>対象事業者</p>	<p>1. 町内に店舗等を置く小規模事業者(ア又はイ、下表参照)</p> <p>ア.法人の場合:町内に本社を有する法人</p> <p>イ.個人事業主:令和2年1月1日以降引き続き福崎町に住民登録がある事業主又は住民登録はないが町内で事業を営んでいる事業主</p> <p>【中小企業基本法第2条の規定に基づく小規模事業者】</p> <table border="1" data-bbox="343 1041 1380 1232"> <thead> <tr> <th>業 種 分 類</th> <th>中小企業基本法の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・下段を除くその他の事業者</td> <td>20人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業・サービス業・小売業</td> <td>5人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.上記1以外の者で、福崎町商工会員であって、町内に店舗等を置く者</p> <p>【注意:1, 2共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等の主たる収入がある場合など、副業は対象外 ・税法上の被扶養者や事実上扶養されている者は対象外 ・令和2年1月1日以降営業を開始した場合はご相談ください。 <p>3.町内に本店・支店・営業所を置く公共交通事業者又は町内を運行する公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む者 	業 種 分 類	中小企業基本法の定義	製造業・建設業・運輸業・下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人	卸売業・サービス業・小売業	5人以下の会社及び個人
業 種 分 類	中小企業基本法の定義						
製造業・建設業・運輸業・下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人						
卸売業・サービス業・小売業	5人以下の会社及び個人						
<p>補助金額</p>	<p>(1) 対象者1及び2の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業者につき上限10万円とする。うち、消耗品については、上限5万円とする。 <p>(2) 対象者3の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー1台につき1万円、バス1台につき2万円とする。 <p>【注意:(1), (2)共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①消費税を含んだ額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。 ②複数店舗・複数業種の経営者でも1事業者とし1回を限度とする。 ③国、県その他団体の補助金等の補助対象経費になっていないこと。 ④路線バスについては町内を含む路線で乗合バスの運行のために使用している車両であること。 ⑤複数の物品の購入等を可とする。 						

対象となる経費

対象経費	<p>令和2年4月1日から12月31日までの間で、感染症予防につながる取組に支払った経費で、次のとおりとする。</p> <p>(1)店舗等の消毒、清掃等衛生管理に必要な物品の購入 (2)店舗等で間隔確保や飛沫感染予防等のための物品の購入又は工事の実施 (3)店舗等の換気等に必要な物品の購入又は工事の実施 (4)従業員等の衛生安全管理に必要な物品の購入 など</p> <p>【対象経費の一例】(●は消耗品)</p> <p>●アルコール消毒液 ●従業員用マスク ●衛生手袋 ●除菌ウエットティッシュ ○接客用パーティション ○間仕切り用アクリル板 ○透明ビニールシート ○フェイスシールド ○空気清浄機・加湿器・エアコン(除菌機能付き) ○自動手指消毒器 ○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○ロールカーテン など</p> <p>※対象物品については、福崎町のホームページ上の一覧から選んでください。</p>
------	--

申請について

申請期間	令和2年10月1日(木)から令和3年2月15日(月)まで ※郵送必着 (期間を過ぎますと申請できませんのでご注意ください。)
申請書類	<p>①福崎町新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金交付申請書兼請求書 ②確定申告書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・法人の場合 直近の法人税の確定申告書別表一の控え・個人事業主 令和元年分の所得税の確定申告書第一表の控え <p>③申請者と同一名義の口座番号・名義が分かる預金通帳の見開きのページの写し ④店舗等の外観写真</p> <p>◆(⑤、⑥共通)補助金の対象物品の経費や性能が明確に確認できるものが必要です。</p> <p>⑤物品購入・工事実施等の内容が分かるもの(写真・見積明細書・カタログなど) ⑥支払い内容を証明できるもの(領収書・レシートの写しなど) ⑦本人確認ができるもの(個人事業主の方のみ)</p> <ul style="list-style-type: none">・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し <p>◆すべての提出書類はA4サイズに揃えて、記名・押印してください。</p>
申請受付 場所・方法 お問合せ先	<p>【提出先(郵送)】 〒679-2280 福崎町南田原 3116-1 福崎町役場 地域振興課 (平日9:00~17:00) TEL 0790-22-0560(代表) fax 0790-23-0687 E-mail:chiiki@town.fukusaki.lg.jp</p> <p>※原則、新型コロナウイルス感染症対策のため郵送での受付とします。 (簡易書留などの郵便物の追跡ができる郵便での提出をお勧めします。)</p>